

## <研究ノート>

# イギリスにおける財務報告の概念 フレームワークに関する一考察

— 時価評価アプローチによる認識・測定・表示を中心として —

可 児 島 達 夫

## I はじめに

近年、イギリスにおける会計基準の設定方法は、会計問題をケース・バイ・ケースに取り扱い、会計基準を実務から帰納するというプラグマティック・アプローチにもとづく設定から、首尾一貫した概念フレームワークを設定してから演繹的に会計基準を導こうとする概念フレームワーク・アプローチにもとづく設定に移行しつつある。すなわち、1942年から1969年までにイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（The Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW: 以下、ICAEWとする）によって公表された29種類の会計原則勧告書（Recommendations on Accounting Principles）や、1976年から1990年までに会計基準委員会（Accounting Standards Committee: ASC: 以下、ASCとする）によって公表された25種類の会計実務基準書（Statements of Standard Accounting Practice: SSAP）が前者のアプローチによって設定された会計基準である。一方、その後、1990年8月にASCが、法的裏付けを有する会計基準を独自の権限で作成し、公表できる会計基準審議会（Accounting Standards Board: ASB: 以下、ASBとする）に改組され、それによって作成され、公表されている財務報告基準（Financial Reporting Standards: FRS）は後者のアプローチにもとづいて改訂あるいは設定されていくものと思われる。

イギリスにおいては、これまで概念フレームワークについて種々の検討が行われてきたが、会計基準設定機関が公表した体系的な概念フレームワークとしては、1991年6月から1994年までに公開草案または討議草案として公表された全7章から成る「原則書」(Statement of Principles: 以下、S Pとする<sup>1)</sup>)が最初と思われる。そして、ASBは、S Pを再検討し、1995年に改訂版の公開草案として「財務報告のための原則書」(Statement of Principles for Financial Reporting: 以下、改訂版S Pとする<sup>3)</sup>)を公表している。

本稿では、イギリスにおける概念フレームワークについて概観する上で、最も最近公表された改訂版S Pを取り上げ、その内容について考察することにする。

## II 概念フレームワークの位置づけ

概念フレームワークについて、改訂版S Pでは、必ずしも明確に定義づけが

- 1) イギリスにおける概念フレームワークに関する論議は、歴史的には次のように展開されている。

1975年7月ASC(当時は, ASSC)による「会社報告書」(The Corporate Report)公表  
1981年8月マクヴェ(Richard Macve)による「財務会計および報告のための概念フレームワーク」(A Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting)公表

1988年スコットランド勅許会計士協会(The Institute of Chartered Accountants in Scotland: ICAS)による「会社報告書を価値あるものにすること」(Making Corporate Reports Valuable)公表

1989年3月ソロモンズ(David Solomons)の報告によるASCからの「財務報告基準のためのガイドライン」(Guidelines for Financial Reporting Standards)公表

- 2) ASB, Statement of Principles:

(ch. 1-2) *The Objective of Financial Statements and the Qualitative Characteristics of Financial Information* (Exposure Draft), 1991. なお、詳細については次の文献を参照されたい。拙稿「イギリスにおける財務報告の概念的枠組みの展開—財務諸表の目的と財務情報の質的特性に関する考察を中心として—」『滋賀大学経済学部研究年報』, 第3巻(平成8年12月), 241-245頁。

(ch. 3) *The Elements of Financial Statements* (Discussion Draft), 1992.

(ch. 4) *The Recognition of Items in Financial Statements* (Discussion Draft), 1992.

(ch. 5) *Measurement in Financial Statements* (Discussion Draft), 1993.

(ch. 6) *Presentation of Financial Information* (Exposure Draft), 1991.

(ch. 7) *The Reporting Entity* (Discussion Draft), 1994.

- 3) ASB, Exposure Draft, *Statement of Principles for Financial Reporting*, 1995.

されていない。そこで、概念フレームワーク・アプローチを採る先駆けとなったアメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB: 以下、FASBとする）によれば、概念フレームワークとは、「首尾一貫した諸基準を導き、かつ財務会計と財務諸表の性質・機能・限界を規定する、相互に関連した目的と基本概念（fundamentals）の整合的な体系、すなわち一種の『憲法』（constitution）<sup>4)</sup>」と定義されている。

改訂版SPでは、概念フレームワークについて、「外部利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎となる諸概念」<sup>5)</sup>と位置づけ、その主要な目的は、ASBが会計基準の展開や現行の会計基準の再検討を行う際に参照する首尾一貫したフレームワークを提供することや、代替的な会計処理間において選択するための基礎を提供することである（改訂版SP intro., para. 1）。

### III 財務諸表の目的

改訂版SPは、財務諸表の利用者として、投資家、従業員、債権者、仕入先およびその他の営業上の債権者、得意先、政府および政府に関連する機関、ならびに一般大衆の7つをあげている（改訂版SP paras. 1.5, and 1.7.）。これらの利用者に共通する情報ニーズとして、企業全体としての財政状態（financial position）、経営成績（performance）、および財務適応可能性（financial adaptability）をあげている（改訂版SP para. 1.6）。

改訂版SPは、このような利用者の共通の情報ニーズを満たすために、「財務諸表の目的は、広範囲の利用者が経営者のスチュワードシップを評価するためや経済的意思決定を行うために有用である企業の財政状態、経営成績、および財務適応可能性についての情報を提供することである」（改訂版SP para. 1.1）とする。この文言におけるスチュワードシップとは、「経営者に委託された資源

4) FASB, *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, 1976, p.2. (森川八州男監訳, 小栗崇資・佐藤信彦・原陽一共訳『現代アメリカ会計の基礎概念—FASB財務会計概念報告書—』白桃書房, 昭和63年, 5頁。)

5) ASB, *op. cit.* (3), intro., para. 1. 以下、本文中においてカッコ内で改訂版SPとして示されているパラグラフは、上記の文献において掲載されている箇所を示す。

に関する経営者のアカウンタビリティ」を意味し、「利用者が経営者のスチュワードシップを評価しようとするのは、利用者が経済的意思決定を行うためである」(改訂版 S P para. 1. 2)とする。経済的意思決定とは、「企業の現金の創出能力およびその創出の時期や確実性に関する評価」(改訂版 S P para. 1. 9)を意味する。したがって、改訂版 S P では、利用者の経済的意思決定有用性アプローチが採用されているといえる。

改訂版 S P では、S P とは異なり、財務諸表の目的に関して言及している文言に経営者のスチュワードシップに関する評価を含めている。S P では、経済的意思決定を究極的目的としてあげ、経営者のスチュワードシップの評価はそれを行うための手段としてあげていた。<sup>6)</sup>しかし、改訂版 S P は、経営者のスチュワードシップに関して言及している前述の文言を財務諸表の目的に関して言及している文言の次に設けている。したがって、改訂版 S P は、経営者のスチュワードシップに関する評価が利用者の経済的意思決定に結びつくことを認めつつも、前者が特に重要であるとみなしていると思われる。<sup>7)</sup>

#### IV 財務情報の質的特性

##### 1. 財務情報の質的特性の概要

財務情報の質的特性に関しては、「財務諸表において提供される情報を利用者が企業の財政状態、経営成績、および財務適応可能性を評価するために有用なものとする特性」(改訂版 S P para. 2. 1)と定義づけ、S P よりも財務情報の質的特性の範囲を限定し、明確化している。

そして、目的適合性 (relevance)、信頼性 (reliability)、比較可能性 (comparability)、および理解可能性 (understandability) の4つの特性のうち、前2者を内容 (content) に関する質的特性とし、後2者を表示 (presentation) に関する質的特性としている (改訂版 S P paras. 2. 2-2. 4)。

6) ASB, *op. cit.* (2, ch. 1-2), para. 14. 以下、本文中においてカッコ内で S P として示されているパラグラフは、上記の文献において掲載されている箇所を示す。

7) 拙稿、前掲論文、246頁。

そして、両特性間の関係については、「たとえ情報が目的適合的かつ信頼しうるものであっても、それがまた比較可能かつ理解可能でなければ、その有用性は限定される」（改訂版 S P para. 2. 4）としている。S P では、前 2 者を基本的特性 (primary characteristics) とし、後 2 者を副次的特性 (secondary characteristics) とし、両特性を主副に区別し、後 2 者が前 2 者を補完する関係であるとしていた (S P paras. 22 and 33) のに対し、改訂版 S P は、その両特性を並列的に扱い、かつ明確に意味づけを行っている。<sup>8)</sup>

また、識閾特性 (threshold quality) として重要性 (materiality) を掲げ (改訂版 S P para. 2. 6)、さらに、質的特性上の制約として、質的特性間のバランス (balance between qualitative characteristics)、適時性 (timeliness)、およびコスト・ベネフィット (benefit and cost) を掲げている (改訂版 S P paras. 2. 34-2. 38)。

改訂版 S P における各質的特性間の相互関係を図示したものが、次頁の第 1 図である。

次に、それぞれの特性について詳しく検討する。

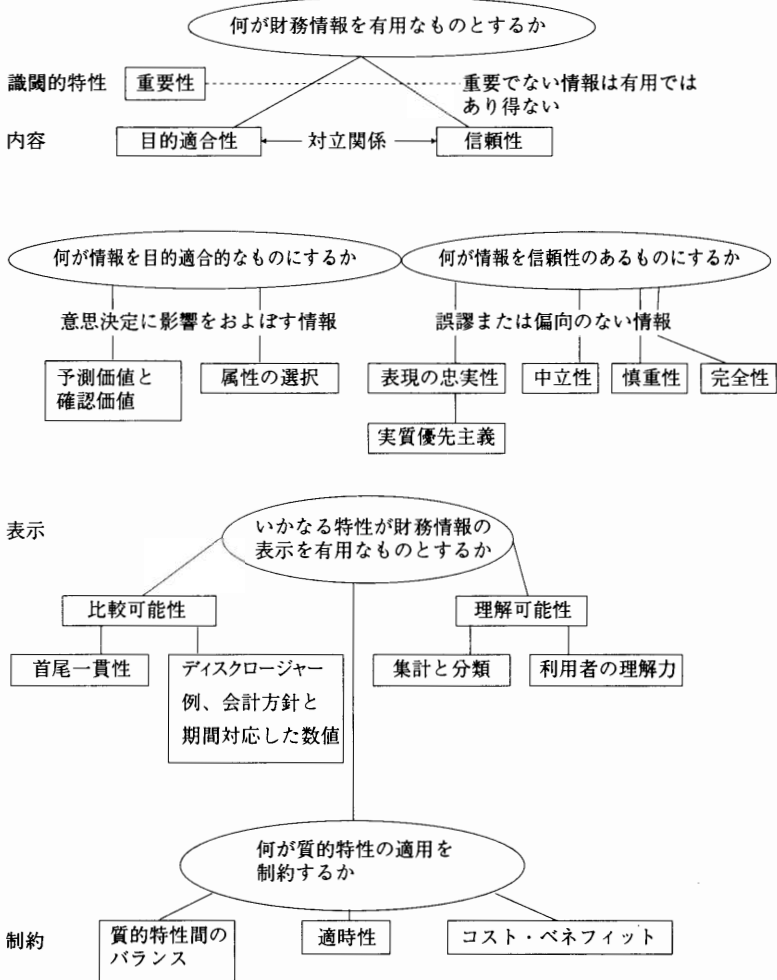
## 2. 内容に関連する特性

前述のように、改訂版 S P は、目的適合性と信頼性を内容に関連する特性として位置づけている。

目的適合性については、「情報はそれが有用であるためには、意思決定のための利用者のニーズに適合しなければならない。情報は、利用者が過去、現在、または将来の事象を評価することに役立つことによって、あるいは利用者の過去の評価を確認または訂正することによって、利用者の経済的意思決定に影響をおよぼす可能性がある場合に、目的適合性の特性を有する」（改訂版 S P para. 2. 8）とし、利用者の経済的意思決定に適合するためには、情報は予測価値 (predictive value) と確認価値 (confirmatory value) を有する必要があり、かつそれらは独立的なものではなく、相互に関連するものである (改訂版

8) 上掲論文、246頁。

第1図 改訂版SPにおける財務情報の質的特性



(出所) ASB, Exposure Draft, *Statement of Principles for Financial Reporting*, 1995.

SP para. 2. 10)。さらに、「財務諸表において項目を表示する場合、表示されようとする項目の属性に関して選択が行われなければならない。財務諸表はそれ

自体貨幣単位で表すことができる属性のみを表示しうる。財務諸表において表示される可能性のある貨幣的属性はいくつかある。たとえば、歴史的原価、取替原価、あるいは正味実現可能価額である。そして、財務諸表において報告されるべき属性の選択は、利用者の経済的意思決定に対する目的適合性にもとづかなければならない」(改訂版 S P para. 2. 12)として、前述の2つの構成要素に加えて、属性の選択 (choice of attribute) という要素を明示する点に特徴がある。

信頼性については、「情報はまた、それが有用であるためには、信頼性のあるものでなければならない。情報は、重大な誤謬および偏向が除去され、またそれが表示しようとするかあるいは表示されることが合理的に期待される事実を表現したものとして利用者が信頼する場合に信頼性の特性を有する。」(改訂版 S P para. 2. 13)としている。そして、情報が信頼しうるためには、構成要素として、表現の忠実性 (faithful representation)、中立性 (neutrality)、慎重性 (prudence)、および完全性 (completeness) という特性を有しなければならない (改訂版 S P paras. 2. 16-2. 21)。

このうち、表現の忠実性とは、「情報は、それが表示しようとするまたは表示することが合理的に期待される取引やその他の事象の影響を忠実に表現しなければならない。」(改訂版 S P para. 2. 16)という特性である。そのためには、情報は「単にその法的形態のみではなく、その実質および商業効果に従って処理および表示されなければならない」(改訂版 S P para. 2. 18)として、実質優先主義 (substance) を表現の忠実性の構成要素とする。これは、会社法において、真実かつ公正なる概観の付与を最優先原則と位置づけ、それを盾に当該規定からの離脱が正当化されていること (1989年会社法第226条第1項 (5)) から要請される特性である。

### 3. 表示に関連する特性

前述のように、改訂版 S P は、比較可能性と理解可能性を表示に関連する特性と位置づけている。

比較可能性とは、利用者が期間比較や企業間比較ができるような財務情報の提供を要求する(改訂版S P para. 2. 23)。このためには、会計方針の首尾一貫性(consistency)、または当該方針の変更およびその変更の影響についてのディスクロージャー (disclosures) が必要である(改訂版S P paras. 2. 27-2. 29)。

理解可能性とは、財務情報が利用者にとって理解しやすい方法によって提供されることを要求する(改訂版S P para. 2. 30)。この特性は作成者側によって項目が適当な方法で集計 (aggregation) され、分類 (classification) されていることと、利用者側の理解しようとする能力 (users' abilities) を要請している(改訂版S P paras. 2. 32-2. 33)。

以上、各特性について概観してきたが、改訂版S Pが以前のS Pから大幅に変更された点は表現の忠実性に関する位置づけである。S Pにおいては、表現の忠実性は側面の選択 (choice of aspect) と誤りのない妥当な記述 (valid description with freedom from error) という2つの構成要素から成り、前者が目的適合性の構成要素、後者が信頼性の構成要素とみなされていた (S P para. 28)。つまり、S Pは、表現の忠実性を信頼性を支える要素として最も重要と考えつつも、目的適合性の一因としての役割も有しているとみなしていた。しかし、改訂版S Pにおいては、前者を属性の選択として目的適合性の単独の構成要素とみなし、後者を表現の忠実性とみなすこと<sup>9)</sup>によって、表現の忠実性を信頼性のみの構成要素として位置づけている。

また、改訂版S Pは、実質優先主義を表現の忠実性の要素と位置づけている。S Pでは、信頼性の一要素として、表現の忠実性と並列的に位置づけられていた (S P para. 30)。これは、情報が取引やその他の事象を忠実に表現するためには、法律や会計基準に従わずに実質に従って会計処理や表示が行われることが必要な場合があるからであると思われる。

9) 上掲論文、246頁。表現の忠実性に関する位置づけについては、改訂版S Pは、FASBや国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) の概念書と同様の見解を示しているといえる。

## V 財務諸表の構成要素

資産 (assets) とは、「過去の取引または事象の結果として、エンティティーによって支配される将来の経済的便益に対する権利またはその他の機会である。」(改訂版 S P para. 3. 5)

負債 (liabilities) とは、「過去の取引または事象の結果として経済的便益を移転するエンティティーの債務である。」(改訂版 S P para. 3. 21)

所有者持分 (ownership interest) とは、「エンティティーの資産全体からエンティティーの負債全体を控除することによって明らかにされる残余額である。」(改訂版 S P para. 3. 39)

利得 (gains) とは、「所有者からの出資に関連する以外の所有者持分の増加である。」(改訂版 S P para. 3. 47)

損失 (losses) とは、「所有者への分配に関連する以外の所有者持分の減少である。」(改訂版 S P para. 3. 47)

ここでの「利得」および「損失」とは、所有者との取引に関連する以外の所有者持分におけるすべての変動を含む広義的な用語である。したがって、「利得」には、通常の企業活動において生じる利得である収益 (revenue) と同時にその他の種類の利得が含まれる。同様に、「損失」には、通常の企業活動において生じる費用 (expenses) と同時にその他の種類の損失が含まれる (改訂版 S P para. 3. 48)。

所有者からの出資 (contribution from owners) とは、「所有者としての能力において所有者によって行われる投資から生じる所有者持分における増加である。」(改訂版 S P para. 3. 49)

所有者への分配 (distribution to owners) とは、「所有者としての能力において所有者に対して行われる移転から生じる所有者持分における減少である。」(改訂版 S P para. 3. 49)

以上のように、改訂版 S P では、S P, F A S B, および国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) の概念フレー

ムワークと同様、財務諸表の諸要素を定義する場合に、資産および負債の定義にもとづいて、他の諸要素を定義していく資産負債アプローチが採られている。

## VI 財務諸表における認識

### 1. 認識プロセスと具体的な認識規準

認識 (recognition) とは、基本財務諸表における諸要素を文字と貨幣的金額によって描写し、その金額を財務諸表の総計に組み入れることである (改訂版 S P para. 4. 1)。資産および負債の認識は次の3つの段階から生じる。(改訂版 S P para. 4. 5)

- (1) 原初認識 (initial recognition) - 初めてある項目を財務諸表へ組み入れること
- (2) 2 次的な再測定 (subsequent remeasurement) - 以前に認識された項目について、計上された貨幣的金額を変更すること
- (3) 認識中止 (derecognition) - 以前に認識された項目を財務諸表から削除すること

当該諸要素は、以上の3つの段階の認識プロセスの中で、具体的に次のような認識規準 (recognition criteria) に従って、認識される。(改訂版 S P paras. 4. 6-4. 8)

#### (1) 原初認識

- (a) 当該諸要素に固有な資産または負債における変動が生じたという十分な証拠 (適当な場合、将来の便益のインフローまたはアウトフローが生じるという証拠) が存在する。

- (b) 当該諸要素が十分に信頼性のある貨幣的金額で測定できる。

#### (2) 2 次的な再測定

- (a) 資産または負債の金額が変動したという十分な証拠が存在する。
- (b) 資産または負債の新たな金額が十分な信頼性をもって測定できる。

#### (3) 認識中止

資産または負債は、もはやエンティティーが将来の経済的便益に対するアク

セス、あるいは経済的便益を移転する債務を有する十分な証拠（適当な場合、将来の便益のインフローまたはアウトフローが生じるという証拠）が存在しない場合には、認識を中止しなければならない。

## 2. 認識を誘発する事象

改訂版S Pは、以上のような原初認識、2次的な再測定、および認識中止を誘発する事象として、次のような事象をあげる。

### （1）取引

取引（transaction）とは、財産におけるサービスまたは持分が一方のエンティティーによって別のエンティティーから取得される場合の基礎となる調整である（改訂版S P para. 4. 15）。原初認識が取引によって誘発される場合、取得される資産または予想される負債は当該取引に固有の金額（すなわち、対価として与えられる、あるいは受け取られる資産または負債の金額）で測定される（改訂版S P para. 4. 17）。

原則的には、取引によって、エンティティーが他の当事者が履行することを要求する権利を有する時点において資産が生じ、エンティティーが他の当事者によって履行することが強制される時点において負債が生じる（改訂版S P para. 4. 18）。

### （2）契約

履行以前に、契約にかかわる資産または負債に関しては、前述の原初認識に関する認識規準に即した次のような認識規準が満たされた場合に、認識される（改訂版S P para. 4. 20）。

（a）将来の便益のフローに関する十分な証拠が存在する。これは契約が実際に実施されるということと、当事者が多額の罰金を支払わずして、当該契約を取消すことができないということを要求する。

（b）契約の金額が十分な信頼性をもって測定できる。これは明らかな市場価値で項目を売買する契約が存在するということを要求する。

### （3）取引以外的事象

資産および負債の原初認識と2次的な再測定は、たとえば、裁判所による罰金の賦課や、火災等によって不動産項目に生じた損害などの取引以外の事象によって誘発されることがある(改訂版S P para. 4. 22)。また、2次的な再測定を誘発する事象としては、土地または自由保有不動産(freehold property)の価値における変動のような資産または負債に関連する便益のフローに関する再評価があげられる(改訂版S P para. 4. 24)。

#### (4) 認識中止を誘発する事象

認識中止は、取引またはその他の過去の事象が以前に認識された資産または負債を削除する場合、あるいは認識の基礎となっていた将来の便益のフローに関する期待がもはや認識し続けるほど十分に強力ではない場合に誘発される(改訂版S P para. 4. 25)。

### 3. 利得の認識

利得の認識には、所有者持分における増加が報告期間の期末以前に生じたという十分な証拠が存在するかどうかについて考慮する必要がある(改訂版S P para. 4. 29)。

履行に先行して受け取った対価によっては、利得は認識されない。なぜなら、履行してはじめて、当該受取から生じる資産における増加は負債における増加と対応されるからである。たとえば、雑誌の年間購読契約において期間の最初に年間購読料を受け取った場合、エンティティーがその雑誌を製造し、引き渡すまで利得として認識されない(改訂版S P para. 4. 30)。

また、利得の中には、履行期間全体にわたって認識されるものもある。たとえば、長期請負契約における利益は、契約者が履行する複数の会計期間にわたって認識されることがある。エンティティーの収益獲得活動から生じる短期項目に関しては、それが稼得されたかどうかは決定的事象(critical event)がすでに生じているかどうか依存する。決定的事象とは、営業循環の内の1時点であり、それは最も重要な行動が履行される時点である。<sup>10)</sup>したがって、投資家

10) 利益認識時点の決定に関して、経済学的な意味における決定的事象理論を応用すること

によって保有される有価証券の市場価格における変動から生じる利得は、重要なマーケティングまたは販売努力の必要がなく売却可能であるならば、認識される（改訂版 S P para. 4. 31）。

#### 4. 損失の認識

損失の認識には、所有者持分における減少が報告期間の期末以前に生じたという十分な証拠が存在するかどうかについて考慮する必要がある。慎重性の原則によって、損失の認識に関しては、生起の証拠と測定の信頼性は利得ほど厳格には要求されない（改訂版 S P para. 4. 32）。

損失は、以前に認識された資産が減少または削除された、あるいはその他の資産における増加または負債における減少なく資産として認識する資格を失った場合など、認識中止が生じた場合に認識される。また、損失は負債が同等の認識された資産における増加なく賦課された、または増加した場合にも認識される（改訂版 S P para. 4. 33）。

損失の認識に関しては、対応（matching）プロセスが重要である。一般に対応プロセスは、支出の結果、将来の経済的便益へのアクセスが生じたという十分な証拠が存在する場合に、ある資産の便益が消費または費消される期間（損失が認識される時点を含む期間）までその資産が記録されるということを保証する手段である。対応は、特定の利得の創造に直接的に関連する支出が、その支出が賦課される期間よりも、その利得が認識される期間と同じ期間に損失と

---

ゝを有益とする会計学者として、マイヤース（John H. Myers）をあげることができる。彼は、従来の会計上の伝統的実現概念において利益の認識時点を販売時点とみなしていたのは、一般に販売が一連の経営活動の中で最も重要な事象であったからであると解釈する。したがって、経済学における決定的事象理論を用いることによって、回収基準や工事進行基準等の販売基準以外の異なる認識基準を選択することが、最も決定的な意思決定を行う時点において利益を認識するための基準であると解釈でき、利益認識時点決定の統一的な理論が形成されると主張する。（John H. Myers, "The Critical Event and Recognition of Net Profit," *The Accounting Review*, Vol.34, No.4, 1959, pp.528-529, p.532. 拙稿「アメリカ会計理論における実現概念の拡張と展開」『関西学院商学研究』、第37号（平成7年3月）、16頁注参照。）

して認識されなければならないということを意味する（改訂版S P para. 4. 34）。

しかし、支出の結果、複数の会計期間にわたって経済的便益が生じ、その支出が特定の利得の創造に間接的にしか関連がない場合、資産がその期待される存在期間にわたって体系的な形で減退するという仮定が合理的である。たとえば、固定資産の減価償却費計上の場合、資産は便益が生じる期間にわたって体系的な減価償却方法にもとづいて認識され、償却されなければならない（改訂版S P para. 4. 35）。また、支出が特定の利得の創造と関連がない場合、その支出はそれが賦課される期間において損失として認識されなければならない（改訂版S P para. 4. 36）。

## VII 財務諸表における測定

測定（measurement）は、認識された財務諸表における諸要素の貨幣的金額による測定に関係し、特定の測定システムの選択に関する問題である。

改訂版S Pは、財務報告の将来の進化を導くために、会計において用いられる測定システムとして、歴史的な原価システムと時価を中心とした代替システムの長所・短所を吟味し、そのいずれを選択すべきかについて議論している。その結果、結論から先に言えば、改訂版S Pは、測定システムとして企業にとっての価値（the value to the business）ルールにもとづく時価システムを利用することが最も利用者の意思決定に関連する情報を提供するとしている（改訂版S P para. 5. 34）。

### 1. 歴史的な原価システムとその長所・短所

歴史的な原価システムにおいては、資産および負債は取得時の価値で測定され、通常、取得価格によって示される。したがって、歴史的な原価は、第1に、取引にもとづくという特性と、第2に、取得時の時価をあらわすという特性の2つの重要な特性を有する（改訂版S P para. 5. 12）。

改訂版S Pは、歴史的な原価システムには2つの長所と1つの短所が存在する

としている。すなわち、歴史的原価システムの第1の長所は、客観性(objectivity)と信頼性(reliability)である。それは取引基礎から生じ、取引は通常、文書で示されており、一般的に、公開市場価値の証拠を提供する(改訂版S P para. 5. 16)。

第2の長所は、なじみがあるということである。財務諸表の作成者にとっては、実行手続が非常に確立され、利用者にとってもそれを解釈するための慣例が確立されている。そして、作成者と利用者の両方になじみがあるということは、コストを減少させる結果を生む(改訂版S P para. 5. 18)。

歴史的原価の短所は、企業の現在の財政状態や経営成績に対する目的適合性の欠如である。すなわち、歴史的原価にもとづく貸借対照表は、資産および負債について現在の市場価格を反映しない金額で測定するかぎり、現在の財政状態に関する正確な表現を提供しない可能性がある。同様に、歴史的原価にもとづく損益計算書も、保有資産に関しては、発生時よりも実現時の<sup>11)</sup>利得を報告するため、過去の期間において発生したが、当期に実現した利得と、当期に発生し、かつ実現した利得との間に区別がない(改訂版S P para. 5. 19)。

## 2. 企業にとっての価値ルールと時価システムの長所・短所

時価システムにおいては、資産および負債は通常、価値変動が発生した時に記録されるように再測定される(改訂版S P para. 5. 20)。時価には、受入価値(entry value)、払出価値(exit value)、および使用価値(value in use)がある。すなわち、取替原価(replacement cost)、正味実現可能価額(net realisable value)、および将来キャッシュ・フローの割引現在価値(discounted present value)である(改訂版S P para. 5. 21)。

このような複数の時価に関する代替的な尺度間で選択するための十分に基礎的なルールが、企業にとっての価値ルールである。このルールにもとづけば、

---

11) 改訂版S Pでは、V. 財務諸表の構成要素において述べたように、収益よりも広義の利得概念を用い、所有者からの出資以外の所有者持分の増加として捉えられている。(ASB, *op. cit.* (3), para. 3. 48.)

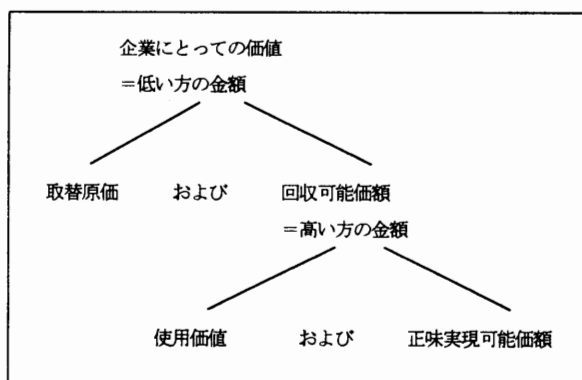
時価は、資産の現在の取替原価か回収可能価額 (recoverable amount) のいずれか低い方として決定される。その場合、回収可能価額とは、現在の所有者が得ることのできる最高の価値、すなわち、当該資産の正味実現可能価額と使用価値のいずれか高い方である (改訂版 S P para. 5. 22)。

企業にとっての価値ルールは、ある資産の取替原価が回収可能価額よりも低い場合、すなわち、当該資産が企業にとって取り替える資産である場合、当該資産は取替原価で評価される。当該資産の取替原価が回収可能価額よりも高い場合、すなわち、当該資産の取り替えが正当化されない場合、当該資産は回収可能価額で評価される。仮にある資産を喪失する場合、企業は通常、取り替えを行う価値があるならば、当該資産を取り替えるが、当該資産が取替原価ほどの価値がなければ、将来用役の価値に相当する額がその企業にとっての価値である (S P para. 25)。

企業にとっての価値ルールは第2図のように示すことができる。

時価システムでは、総利得は営業利得と保有利得とに分割できる。営業利得とは、企業活動を継続するために必要な資産 (たとえば、固定資産や棚卸資産

第2図 企業にとっての価値ルール



(出所) ASB, Exposure Draft, *Statement of Principles for Financial Reporting*, 1995, para.5.23.

の取替)の維持のために発生する費用を控除した後の、企業の中心的な取引活動または製造活動から生じる利得である。一方、保有利得とは、市場価格における変動にさらされている企業の純資産の価値における変動をあらわす(改訂版S P para. 5. 24)。

改訂版S Pは、時価システムには1つの長所と2つの短所が存在するとしている。時価システムにおける長所は、企業の現在の財政状態または最近の業績を評価したいと望んでいる利用者にとって、目的適合的であることである。時価で表示された資産および負債を含む貸借対照表は、歴史的な原価で表示された貸借対照表よりも企業の現在の財政状態を反映する。時価基準で作成される損益計算書および総認識利得損失計算書は、次の2つの点で、原価基準で作成されたものよりも現在の業績に関する測定をもたらす。第1に、実現利益および利得よりも当期に発生した利益および利得を報告する。第2に、現在の活動から生み出される利益を、資産が保有されている間の価値における変動から生じる利得から区別することによって、報告利益に関する詳細な分析を提供する(改訂版S P para. 5. 25)。

時価システムにおける第1の短所は、歴史的な原価よりも客観性と信頼性が低いことである。これは特に、活発な市場において取引されない資産に関する場合や、資産が期待される将来の利益計算に左右される使用価値で表示される場合には、主観的な判断に依存する可能性があるから、客観性と信頼性が低い。そして、第2の短所は、なじみがないことである。しかし、改訂版S Pは、種々の資産の市場が発達するにつれて、時価の客観性と信頼性は改善され、時価を利用することに伴うコストが減少し、利用者が以前よりも時価に対してなじみやすくなるであろうと期待できるとしている(改訂版S P paras. 5. 28-5. 29)。

企業にとっての価値ルールにもとづく時価システムの利用は、利益を生むために消費された資産の取替原価または回収可能価額を収益に賦課することによって、営業利得を保有利得から区別することができる。これによって、利用者は営業利得と保有利得をあわせた歴史的な原価にもとづく利益よりも将来の潜在

的な業績に関するよりよい指針が提供され、最も利用者の意思決定に関連する情報が提供される。

## VIII 財務情報の表示

### 1. 基本財務諸表

既述のように、財務諸表の目的は、経営者のスチュワードシップを評価したり、経済的意思決定を行う広範囲の利用者に有用である企業の財政状態、経営成績、および財務適応可能性についての情報を提供することである。ここでは、どのようにして情報がこのような目的を満たすために財務諸表において表示されなければならないかということについて議論する。

ASBは、現在、以下のものを基本財務諸表としている(改訂版SP para. 6. 11)。

- (a) 損益計算書 (the profit and loss account)
- (b) 総認識利得損失計算書 (the statement of total recognised gains and losses)
- (c) 貸借対照表 (the balance sheet)
- (d) キャッシュ・フロー計算書 (the cash flow statement)

この中で特に注目すべきは、(a) 損益計算書と(b) 総認識利得損失計算書から成る2つの財務業績に関する計算書である。ここでは、これらの財務業績に関する計算書について考察することにする。

### 2. 財務業績に関する計算書

一期間に認識される利得および損失は、財務業績に関する計算書、すなわち、損益計算書または総認識利得損失計算書のうちのいずれかにおいて報告される(改訂版SP para. 6. 18)。

財務業績に関する計算書は、次のようにして財務報告の目的に貢献する(改訂版SP para. 6. 19)。

- (a) 利用者が、過去の経営者の業績を評価するためや、財務業績についての

将来の期待を見積もるための基準を形成するために、経営者のスチュワードシップの結果を示す金額を表示すること。

(b) 利用者が、過去の期間の財務業績に関するそれ以前の評価を再検討し、必要ならば、将来の期間に対する評価を修正できるような利用者にとってフィードバック価値のある情報を提供すること。

一期間の企業全体の財務業績を評価する場合、すべての利得および損失が考慮されなければならない。総認識利得損失計算書は、当期に認識された利得および損失の総計額を報告する（改訂版 S P para. 6. 20）。

### （１）実現概念と財務業績に関する計算書

従来、伝統的な取得原価主義会計システムにおいては、価格変動の認識については、未実現ということで排除されてきた。実現概念を正確に定義することは難しいが、この改訂版 S P は、利得が、現金、または現金に転換されることが合理的に確実であると期待できる資産の受領によって立証される、あるいは信頼をもって立証されると期待されることを実現の要件としている（改訂版 S P para. 6. 22）。

この実現概念は、1989年に I C A E W の要請の下、カースバーグ（Bryan Carsberg）とノーク（Christopher Noke）によって公表された報告書「利益報告と実現概念」<sup>12)</sup>（The Reporting of Profits and The Concept of Realisation）において提唱された次のような測定の信頼性を要件とする実現概念に基礎をおく。すなわち、「実現概念の基礎を成す主たる目的は、測定の信頼性を確保すること、すなわち、利益は合理的な確実性をもって生じたといえる場合にのみ認識されるということを保証することである。」<sup>13)</sup>この実現概念は、従来のような財またはサービスの提供と対価の流動性を要件とするいわゆる伝統的実現概念よ

12) Bryan Carsberg and Christopher Noke, *The Reporting of Profits and The Concept of Realisation*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1989. なお、詳細については次の文献を参照されたい。拙稿「利益報告の多様性と実現概念—イギリスにおける報告書に関する考察を中心として—」『関西学院商学研究』、第38号（平成7年9月）、43-60頁。

13) *Ibid.*, p.42.

りも広義の実現概念を意味する。これによれば、事業において継続的な使用目的以外で保有される容易に転換可能な資産、たとえば、市場性のある有価証券の価値増加または減少による有利得または損失は、実現されたものとして認識されることになる。つまり、市場性のある有価証券の時価評価が可能となり、その評価損益が当期損益に反映されることになる。

このような広義の実現概念は、S Pにおいて採用されていた。改訂版S Pは、この広義の実現概念について触れつつも、根本的に実現概念にもとづく会計システムを採用していない。すなわち、従来の伝統的実現概念にもとづいた会計システムは、財やサービスの販売のような販売努力を必要とする利益の質を、単純に価格変動の結果として生じる利得と区別するために役立つものであった。しかし、市場が発達するにつれて、現金への転換は目的適合性の点で重要度が減少するであろう。特に、事業において継続的な使用目的で保有されず、即時に売却される可能性のある資産に関してはそうである。資産および負債に関して十分に信頼性のある時価が有用である場合、目的適合性は、利得または損失が実現したかどうかにかかわらず、価格変動が発生した時点で認識されることを要求する（改訂版S P para. 6. 23）。

財務業績に関する計算書においては、一期間の実現利得および損失と未実現利得および損失の両方に関する情報を提供することができる。たとえば、S Pでは、実現利得および損失のみ損益計算書において報告し、その他の利得および損失は総認識利得損失計算書において報告されることが提唱された（S P para. 63）。しかし、そのようなシステムでは、当期に発生したのみならず、当期に実現した利得および損失を損益計算書において報告することがともなわれる。そのシステムではまた、当期に実現したが、当期以前に認識されている利得の金額が、総認識利得損失計算書から控除される。資産が特定の期間に実現するかどうかは、ある程度、経営者の裁量に委ねられる。したがって、仮に財務業績に関する尺度が実現利益に左右されるならば、経営者はその実現利益を自らの意志で増加または減少する手段を与えられる。改訂版S Pでは、このような理由で、実現利得および損失に関する情報は、財務業績に関する計算書に

においてよりも、財務諸表に対する注記において（歴史的原価にもとづいた損益に関する注記において）提供されることが提唱されている（改訂版 S P para. 6. 24）。

したがって、財務業績に関する計算書は当期に発生する利得および損失のみを報告し、それに続くそのような利得または損失の実現によって、そのような利得または損失が再び報告されることはない。このことから、当然、ある資産の価値が変動し、売却された場合、報告される利得または損失は、新たな価値または売価と以前に報告された価値との差額である（改訂版 S P para. 6. 25）。

## （２）損益計算書と総認識利得損失計算書

改訂版 S P は、利益を実現・未実現に分類するよりも、営業活動から生じる利得および損失と、事業において継続的な使用目的で保有される資産および負債の価値変動から生じる利得および損失とに分類する方が有用であるとする。後者のような資産および負債の主たる機能は、企業がそれ自体を販売、取引するためというよりも、事業を遂行するために必要な基礎構造を提供することである。したがって、改訂版 S P は、事業を遂行するために継続的に保有される資産および負債上の利得および損失を、損益計算書とは別に、総認識利得損失計算書において報告し、営業活動から生じる利得および損失を中心とするそれ以外のすべての利得および損失を、損益計算書において報告することを提唱する（改訂版 S P paras. 6. 26-6. 28）。

## IX むすび

以上、イギリスにおける財務報告の概念フレームワークについて概観する上で、最も新しい改訂版 S P を取り上げて、その内容について考察してきたが、最後にそれに対する若干の私見を述べて、むすびとする。

改訂版 S P は、既述のように、利用者の意思決定に有用な財務情報の提供を目的とし、そのためには資産負債アプローチにもとづいて計算された財務諸表項目の記載と、当該アプローチにもとづいて利益計算を行う必要があるとする。

しかし、筆者が考えるには、投資家や債権者を主とする利用者の情報ニーズ

は、企業の利益数値そのものよりも、将来の配当、利息、あるいは保有有価証券の市場価格の増加による現金の受領を予測するための情報であると思われる。仮に当該情報ニーズを所与とした場合、そのような将来のキャッシュ・インフローを利用者が間接的に予測するために有用な利益は、時価評価を含む資産負債アプローチにもとづいた利益と同時に、従来のような取得原価主義に立脚した収益費用アプローチにもとづいた利益であると思われる。

つまり、短期的な将来のキャッシュ・インフローを予測するためには、貸借対照表から繰延項目や一部の引当金のような計算擬制的な項目を排除し、認識規準として契約やその他の事象を加え、取引概念の拡張をはかることによって、金融商品やデリバティブのような将来収入将来収益項目あるいは将来支出将来費用項目を貸借対照表に加えて計算された資産負債アプローチにもとづいた利益が有用であると思われる。一方、中・長期的な将来のキャッシュ・インフローを予測するためには、過去の収支を発生主義、実現主義、および収益費用対応の原則にもとづいて認識された収益費用のもとに平準化し、趨勢化した利益である収益費用アプローチにもとづいた利益が有用であると思われる。

ただし、その場合、複数の利益情報を提供することによる利用者の混乱を招くおそれがあるため、利用者の理解可能性を高めるために、それぞれのアプローチにもとづいて作成された財務諸表およびそれに含まれる利益情報の有用性について、作成者側が明確にする必要があると思われる。

## **A Study on the Statement of Principles for Financial Reporting in the United Kingdom**

Tatsuo Kanishima

This paper discusses conceptual framework of financial reporting in the United Kingdom. The paper picks up the Statement of Principles for Financial Reporting which Accounting Standards Board (ASB) published as exposure draft in 1995.

This article's objective is to provide the following conceptual framework : the objective of financial statements, the qualitative characteristics of financial information, the elements of financial statements, recognition in financial statements, measurement in financial statements, and presentation of financial information.

The article's main features are to suggest measurement based on the value to the business rule and to include the statement of total recognised gains and losses in the statements of financial performance add to the profit and loss account.